

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食品衛生法	法令の番号	昭和22年法律第233号				
不利益処分の種類	営業許可の取消等の営業以外の食品供与施設への準用	根拠条項	第68条第3項				
処分基準	<p>食品衛生法第15条から第18条まで、第25条第1項、第28条から第30条まで、第51条、第54条及び第59条から第61条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用し、それらに違反した場合は、第59条から61条に基づく不利益処分基準を適用する。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与（禁止・停止等）	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次NO